

## 滋賀県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

### 1 改正の概要①（盛土規制法の施行に伴うもの）

宅地造成等規制法（旧法）に基づく盛土や切土等の土地の形質変更を行う際に必要な許認可等の事務については、これまでから長浜市および高島市に移譲している。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、甚大な人的・物的被害が発生したことを契機に、危険な盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、「宅地造成規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」、令和4年5月27日公布）が令和5年5月26日から施行されたことに伴い、新たに設けられた許認可等の事務の一部を市に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

#### (1) 盛土規制法の施行による規制の強化

##### ア 規制区域の拡大

規制される区域が「宅地造成に伴い、災害が生ずる恐れがあるエリア」から「土地の用途にかかわらず、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリア」となり、長浜市、高島市の一部地域(※)から県内全域に拡大。 ※ 大津市は中核市そのため規制区域は独自設定。



##### イ 新たな手続きの追加

盛土等の安全性の確保のため、①施工状況の定期報告（例：土石の堆積の状況）および②施工中の中間検査（例：排水施設の設置）の手続きが新たに設けられた。

#### (2) 新法に基づく事務（今回新たに移譲）

対象となる市町に対し照会を行い、合意に至った3市（近江八幡市、長浜市、米原市）に盛土規制法にかかる事務を移譲する。

市町名	許可	許可の特例	中間検査	定期報告	完了検査	届出	勧告	改善命令	立入検査	対象
近江八幡市(平地部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
近江八幡市(山間部)			○	○			○	○	○	盛土規制法のみなし許可扱いとなる開発許可に関するものに限る。
長浜市			○	○						
米原市			○	○						※近江八幡市の山間部は規則で定める範囲

#### (3) 旧法に基づく事務（移譲済）の整理

旧法により既に許可された案件にかかる検査等の事務の範囲を整理。

市町名	許可	許可の特例	完了検査	届出	勧告	改善命令	立入検査	対象
長浜市			○	○	○	○	○	旧法により許可された案件のみ ※以後、新規許可案件は無し
高島市			○	○	○	○	○	

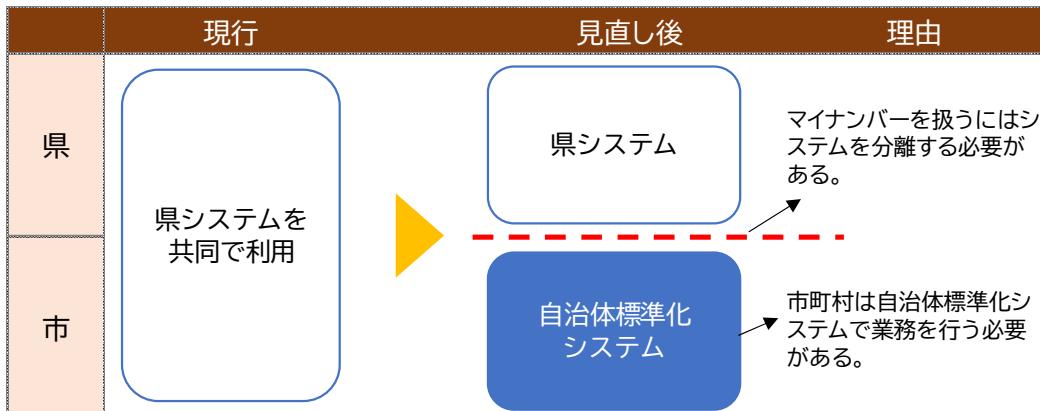
## 2 改正の概要②（特別児童扶養手当に係る事務の見直しによるもの）

特別児童扶養手当（中度または重度の障害を持つ子を監護している者が受けられる手当）の認定事務については、これまでから全市に移譲している。

このたび、行政手続きにおけるマイナンバーの利用や自治体情報システムの標準化に対応するにあたり、事務を見直し、移譲対象から除くため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

### （1）事務処理の見直し

特別児童扶養手当の認定事務の移譲を継続する場合、市が標準以上のシステムを県とは別に構築する必要があり、行政運営上非効率であるため認定事務を見直す。



#### ア マイナンバーの利用

現在、県が運用する特別児童扶養手当システムを各市が利用する形で認定事務を行っているが、現行の方式ではネットワークが分離できずマイナンバーを扱うことができない。

#### イ 自治体情報システムの標準化

令和3年9月に施行されたシステム標準化法により、令和7年度末までに全市が新たにシステム標準化に対応したシステムを導入する必要がある。特別児童扶養手当の認定事務は本来、都道府県の事務であることから、新たなシステムには当該事務が標準実装されない。

## 3 改正の概要③（古都保存法の改正に伴うもの）

都市緑地法等の一部を改正する法律により、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部が改正されることに伴い条項が移動するため、標記条例に関して必要な規定の整理をするもの。

## 4 施行日

令和7年4月1日から施行。ただし、②については令和8年4月1日から施行、③については都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。

# 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等に基づく事務の一部を市に移譲するため、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）および地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により情報通信技術の活用による行政運営の効率化が求められることから、市へ移譲している特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）等に基づく事務を見直すため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を市に移譲することとします。（別表関係）
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定を行うことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）に基づく事務を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (5) その他
  - ア この条例は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める日から施行することとします。
    - (ア) (1)および(2)の規定 令和7年4月1日
    - (イ) (3)の規定およびイ 令和8年4月1日
    - (ウ) (4)の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新						
<p>本則・付則 省略 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)～(32)の4 省略  (新設)</td><td></td></tr> </table>	(1)～(32)の4 省略  (新設)		<p>本則・付則 省略 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)～(32)の4 省略</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> <p><u>(32)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める区域に係るものを除く。）</u></p> <p>ア 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>イ 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表および通知</p> <p>ウ 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付および不許可の通知</p> <p>エ 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議</p> </td></tr> </table>	(1)～(32)の4 省略			<p><u>(32)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める区域に係るものを除く。）</u></p> <p>ア 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>イ 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表および通知</p> <p>ウ 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付および不許可の通知</p> <p>エ 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議</p>
(1)～(32)の4 省略  (新設)							
(1)～(32)の4 省略							
	<p><u>(32)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める区域に係るものを除く。）</u></p> <p>ア 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>イ 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表および通知</p> <p>ウ 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付および不許可の通知</p> <p>エ 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議</p>						

オ 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可  
カ 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理  
キ 法第17条第1項の規定による完了検査  
ク 法第17条第2項の規定による検査済証の交付  
ケ 法第17条第4項の規定による確認  
コ 法第17条第5項の規定による確認済証の交付  
サ 法第18条第1項の規定による中間検査  
シ 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付  
ス 法第19条第1項の規定による報告の受理  
セ 法第20条第1項の規定による許可の取消し  
ソ 法第20条第2項の規定による工事の施行の停止および災害防止措置の命令（法第12条第1項の許可に係る工事（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされた工事および法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事を含む。以下この項において同じ。）の工事主等に対するものに限る。）  
タ 法第20条第3項の規定による土地の使用的禁止および制限ならびに災害防止措置の命令（法第12

条第1項の許可に係る工事が施行された土地の土地所有者等に対するものに限る。)

チ 法第20条第4項の規定による工事の停止および工事に係る作業の停止の命令（法第12条第1項の許可に係る工事の工事主等または当該工事に従事する者に対するものに限る。）

ツ 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施および公告（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）

テ 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）

ト 法第21条第1項の規定による届出の受理

ナ 法第21条第2項の規定による公表および通知

ニ 法第21条第3項および第4項の規定による届出の受理

ヌ 法第22条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告（法第12条第1項の許可に係る工事に係る土地の所有者、管理者、占有者、工事主または工事施行者に対するものに限る。）

	<p><u>ネ 法第23条第1項および第2項の規定による工事の実施の命令（法第12条第1項の許可に係る工事に係る土地所有者等または法第23条第2項に規定する行為をした者に対するものに限る。）</u></p> <p><u>ノ 法第24条第1項の規定による立入検査（ア、オ、キ、ケ、サ、セからチまでまたはネを行うために必要な限度のものに限る。）</u></p> <p><u>ハ 法第25条の規定による報告の徴収（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ヒ 省令第88条の規定による法第12条第1項または第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</u></p> <p><u>フ アからヒまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	
(新設)	<p><u>(32)の6 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める区域に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ア 法第18条第1項の規定による中間検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 法第18条第2項の規定による中間検査の合格証</u></p>	近江八幡市

の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

ウ 法第19条第1項の規定による報告の受理（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

エ 法第20条第1項の規定による許可の取消し（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

オ 法第20条第2項の規定による工事の施行の停止および災害防止措置の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事の工事主等に対するものに限る。）

カ 法第20条第3項の規定による土地の使用的禁止および制限ならびに災害防止措置の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事が施行された土地の土地所有者等に対するものに限る。）

キ 第20条第4項の規定による工事の施行の停止および工事に係る作業の停止の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたも

のとみなされた工事の工事主等または当該工事に従事する者に対するものに限る。)

ク 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施および公告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

ケ 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

コ 法第22条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係る土地の所有者、管理者、占有者、工事主または工事施工者に対するものに限る。）

サ 法第23条第1項および第2項の規定による工事の実施の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係る土地所有者等または法第23条第2項に規定する行為をした者に対するものに限る。）

		<p><u>シ 法第24条第1項の規定による立入検査（ア、エ からキまでまたはサを行うために必要な限度のも のに限る。）</u></p> <p><u>ス 法第25条の規定による報告の徵収（法第15条第 2項の規定により法第12条第1項の許可を受けた ものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>セ アからスまでに掲げるもののほか、法の施行に 係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規 則で定めるもの</u></p>	
(新設)		<p><u>(32)の7 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この 項において「法」という。）および法の施行のため の規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 法第18条第1項の規定による中間検査（法第15 条第2項の規定により法第12条第1項の許可があ ったものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 法第18条第2項の規定による中間検査の合格証 の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第 1項の許可があつたものとみなされた工事に係る ものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 法第19条第1項の規定による報告の受理（法第 15条第2項の規定により法第12条第1項の許可が あつたものとみなされた工事に係るものに限 る。）</u></p>	<p>長浜市および 米原市</p>

		<p><u>エ 法第24条第1項の規定による立入検査（アを行うために必要な限度のものに限る。）</u></p> <p><u>オ 法第25条の規定による報告の徴収（アを行うため必要な限度のものに限る。）</u></p> <p><u>カ 法第37条第1項の規定による中間検査（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>キ 法第37条第2項の規定による中間検査の合格証の交付（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ク 法第38条第1項の規定による報告の受理（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ケ 法第43条第1項の規定による立入検査（カを行うために必要な限度のものに限る。）</u></p> <p><u>コ 法第44条の規定による報告の徴収（カを行うために必要な限度のものに限る。）</u></p> <p><u>サ アからコまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	
(33) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 長浜市および		(33) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 長浜市および	

<p>4年法律第55号) 附則第2条第1項の規定によりな お従前の例によることとされる同法による改正前の 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下 この項において「旧法」という。）<u>および宅地造成</u> <u>等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特</u> <u>例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令</u> <u>和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改</u> <u>正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省</u> <u>令第3号）（以下この項において「旧省令」とい</u> <u>う。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 旧法第5条第1項の規定による試掘等の許可に</u> <u>係る申請の受付</u></p> <p><u>イ 旧法第8条第1項の規定による宅地造成に関す</u> <u>る工事の許可</u></p> <p><u>ウ 旧法第10条第2項（旧法第12条第3項において</u> <u>準用する場合を含む。）の規定による通知</u></p> <p><u>エ 旧法第11条（旧法第12条第3項において準用す</u> <u>る場合を含む。）の規定による宅地造成に関する</u> <u>工事の協議</u></p> <p><u>オ・カ 省略</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	高島市	<p>4年法律第55号) 附則第2条第1項<u>および第2項</u>の 規定によりなお従前の例によることとされる同法による 改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「旧法」という。）に基づく事務のうち、次に掲 げる事務</p> <p>(削除)</p> <p><u>ア・イ 省略</u></p> <p><u>ウ 旧法第12条第3項において準用する旧法第10条</u> <u>第2項の規定による通知</u></p> <p><u>エ 旧法第12条第3項において準用する旧法第11条</u></p>	高島市
---	-----	---	-----

<p><u>き～シ</u> 省略</p> <p><u>ス</u> 旧法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理</p> <p><u>セ～ツ</u> 省略</p> <p><u>テ</u> 旧省令第30条の規定による旧法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>		
<p><u>(34)～(38)</u> 省略</p> <p><u>(39)</u> 削除</p> <p><u>(40)</u> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下この項において「法」という。)および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p><u>ア</u> 法第5条第1項および第2項の規定による受給資格および手当額の認定</p> <p><u>イ</u> 法第6条から第8条までの規定による手当の支給停止の決定</p> <p><u>ウ</u> 法第11条の規定による手当の不支給の決定</p> <p><u>エ</u> 法第12条の規定による手当の支払の一時差止めの決定</p>	<p>市</p>	

<p><u>オ 法第13条の規定による未支払の手当の支払の決定</u></p> <p><u>カ 法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項および第3項の規定による手当額の改定</u></p> <p><u>キ 法第36条第1項の規定による物件の提出の命令および質問</u></p> <p><u>ク 法第36条第2項の規定による受診の命令および障害の状態の診断</u></p> <p><u>ケ 法第37条の規定による書類の閲覧および資料の提出の要求ならびに報告の徴収</u></p> <p><u>コ 省令第3条から第7条までおよび第10条第1項（省令第12条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p><u>サ 省令第10条第2項の規定による証書の返納の受理</u></p> <p><u>シ 省令第11条および第12条（省令第12条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p><u>ス 省令第17条第1項の規定による認定の通知および証書の交付</u></p> <p><u>セ 省令第17条第2項の規定による支給停止の通知</u></p>					
---	--	--	--	--	--

<p>ゾ 省令第18条の規定による認定請求の却下の通知</p>			
<p>タ 省令第19条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による手当額の改定の通知</p>			
<p>チ 省令第19条第2項（同条第4項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）および省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による証書の更新</p>			
<p>ツ 省令第19条第3項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による証書の提出の命令</p>			
<p>テ 省令第19条第6項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による手当額改定請求の却下の通知</p>			
<p>ト 省令第20条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による証書の訂正</p>			
<p>ナ 省令第21条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付</p>			
<p>ニ 省令第22条第1項の規定による証書の更新</p>			
<p>ヌ 省令第22条第2項の規定による手当の支給停</p>			

<p><u>止の通知</u></p> <p>ネ 省令第22条第3項の規定による証書の提出の命令</p> <p>ノ 省令第23条の規定による未支払の手当の支払の通知</p> <p>ハ 省令第24条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知</p> <p>ヒ 省令第24条第2項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による証書の提出の命令</p>			
(41)～(43) 省略		(41)～(43) 省略	
<p>(44) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 法<u>第8条第1項</u>の規定による特別保存地区内における行為の許可</p> <p>オ 法<u>第8条第6項</u>の規定による原状回復および必要な措置の命令</p> <p>カ 法<u>第8条第7項</u>の規定による原状回復および必要な措置の実施ならびに公告</p>	大津市	<p>(44) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 法<u>第9条第1項</u>の規定による特別保存地区内における行為の許可</p> <p>オ 法<u>第9条第6項</u>の規定による原状回復および必要な措置の命令</p> <p>カ 法<u>第9条第7項</u>の規定による原状回復および必要な措置の実施ならびに公告</p>	大津市

キ 法 <u>第8条第8項</u> の規定による協議	
ク 法 <u>第18条第1項</u> の規定による報告の徴収	
ケ 法 <u>第18条第2項</u> の規定による立入調査および立 入検査	
(45)以下 省略	